

寄附金額にあわせて住民税等が減額されます

モデルケース

年収500万円の給与所得者が配偶者と子ども2人（大学生・高校生）を扶養している場合

1万円を寄附 → 翌年度の住民税等^(※)から減額 8,000円 ※確定申告を行う場合は所得税と住民税、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税からの減額となります。
実質負担は 2,000円 となります。

● 住民税等の軽減額の目安【配偶者と子ども2人（大学生・高校生）を扶養している給与所得者の場合】[平成27年4月現在]

| 寄附金額 | 年収500万円の方の軽減額 | 年収700万円の方の軽減額 |
|------|---------------|---------------|
| 1万円 | 8,000円 | 8,000円 |
| 3万円 | 28,000円 | 28,000円 |
| 5万円 | 34,300円 | 48,000円 |
| 10万円 | 41,900円 | 78,500円 |

※上記の軽減額は目安のため、百円未満は切り捨てています。

※住民税等の軽減額の詳細については個人の所得金額や所得控除額（扶養控除や社会保険料控除など）、寄附金額によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。なお、大阪市にお住まいの方は、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ（下表参照）まで問い合わせください。

梅田 ☎ 06-4797-2953
《担当する区》
北区・西淀川区・淀川区・東淀川区

京橋 ☎ 06-4801-2953
《担当する区》
都島区・旭区・城東区・鶴見区

弁天町 ☎ 06-4395-2953
《担当する区》
福島区・此花区・西区・港区・大正区

なんば ☎ 06-4397-2953
《担当する区》
中央区・天王寺区・浪速区・東成区
生野区

あべの ☎ 06-4396-2953
《担当する区》
阿倍野区・住之江区・住吉区
東住吉区・平野区・西成区

寄附金の控除を受けるための手続きについて

所得税の確定申告を行う場合

大阪市からお送りする寄附金の受領書が必要となります。寄附をいただいた方には、翌年1月頃に確定申告書の記入内容や提出期限などを記載した「確定（還付）申告のお知らせ」をお送りしますので、確定（還付）申告手続きの参考としてください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度[※]を利用される場合

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を大阪市経済戦略局文化部文化課あて提出してください。申請書は、寄附のお申込みをいただきました後、後日送付します。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等について、1年間のふるさと納税先が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例制度です。なお、この制度は平成27年4月1日以降のふるさと納税に適用されます。

申込み方法

- 1 **裏面の申込書**を郵送・ファックス・メールにより、大阪市経済戦略局文化部文化課へお送りください。（大阪市ホームページからも直接お申込みいただけます。）
- 2 担当より**専用の納付書**をお送りします。（到着まで1～3週間程度かかります。）
- 3 **専用の納付書**により、お近くの金融機関の窓口やATM、インターネットバンキングなどで寄附金をお支払いください。（手数料は不要です。）
- 4 ご入金確認後、**受領書**をお送りします。（ご自身で確定（還付）申告をされる場合は、申告に必要ですので、大切に保管してください。）

◆ クレジットカードならお申込みとお支払いが同時にできます（インターネットでのお手続きとなります）

スマートフォン・パソコンで**大阪市ホームページ**（<http://www.city.osaka.lg.jp/>）のトップページにある「ふるさと寄附金」のバナーからアクセスしてください。

※1回のお申込みで1万円以上の寄附をいただいた個人の方に、大阪市の美術館や博物館など7か所のミュージアムに入場できる「大阪市立ミュージアム御招待証」を、10万円以上の寄附をいただいた方に市長感謝状を、100万円以上の寄附をいただいた個人の方に記念品を贈呈しています。

※大阪市が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください。